

北京三友知識産権代理有限公司

2006年第4号(全第51号) 2006年4月1日発行

ネットワークの世界でどのように商標権を保護するか

水煮三国 が第一審で部分侵害と認定される

成都“ホリデイ”が権利侵害で損害賠償を請求される

聯通のIPカードが紅樓夢の人物画を無断で利用して、権利侵害で訴えられる

“婷美”ブラジャーが権利侵害の疑いで損害賠償50万人民元を請求される

“新東方”教師がウェブサイトでの著作権侵害を訴える

ネットワークの世界でどのように商標権を保護するか

http://www.trademark.gov.cn/Article_show.asp?ArticleID=1618

近年来、社会の各界における知的財産意識は、常に絶え間なく向上しており、現実に、知的財産事件の件数は年を追って増加している。しかし、新たな問題もこれに伴って出現している。ヴァーチャルなネットワークの世界において、我々は、どのように知的財産を保護すべきなのであろうか？

そう遠くない以前、多くの録音録画会社によって、音楽をダウンロードして著作権を侵害した百度の行為が訴えられた事件は、業界内の注目を集め、また、人々に警鐘を鳴らし続けている。ネットワークの世界はヴァーチャルであるとしても、知的財産権は実在しているのである。

専門家の声

ネットワークにおける商標権の保護について、最高人民法院民事裁判第三法廷長蔣志培氏は、かつて論文を発表して、商標権侵害行為の新形態について指摘したことがある。そのうちの一つである“隠れた商標権侵害紛争”と称されるものは、他人の商標を自己のホームページのソースコード中に埋め込んでおいて、消費者がインターネットエンジンを使用してこの他人の商標を検索するとき、行為者のホームページが検索結果の上位に位置するようにすること



をいう。

中華商標協会中国企業商標発展センター副主任郭修申氏は、ネットワークにおける商標権の保護は主に次の4つの点に関係すると指摘している。一つめは、商標とドメイン名の抵触であって、これも現在は珍しくないものである。二つめは、商標の使用の問題、すなわち、同一の商品又は類似の商品に登録商標と同一又は類似の商標を使用しているか否かによって、権利侵害行為を構成するか否かが判断されるという問題である。三つめは、証拠の収集と保全であり最も困難な点で、これは主にネットワーク自体の特性とも関連している。四つめは、継続監視である。企業にとっては、関連ウェブサイトに対して有効な商標権の動向の継続監視をすることが、自社の権利利益を守る最良の方法といえる。

ネットワークにおける商標権の保護ないしネットワークの知的財産権の保護について、現在既にある事件例と経験は多いとはいえないが、ともかくも、このことが社会の各界の高い関心を引くことは疑いないものである。



水煮三国 が第一審で部分侵害と認定される

知識産権報電 2006-3-23

先日、水煮三国 の権利侵害が疑われた事件の第一審に結果が出された。北京市第二中級人民法院は、水煮三国 の著者成君憶氏が中国経営報 記者相曉冬氏の著作権を侵害したことを認定したが、本書の出版者は免責される旨を判決した。判決の結果に対して、原告は、受け入れ難いとの意思を表明している。

北京市第二中級人民法院が送達した判決書中では、本件の4つの不等式及びそれを説明する文章が相曉冬氏の独創的な表現であると認定し、成君憶氏は、権利侵害の疑義に係る内容を再び利用してはならず、かつ、判決が効力を生じた日から1ヵ月以内に中国経営報 紙上で相曉冬氏に公開謝罪すべき旨を判決した。また、相曉冬氏の利用許諾を受けていない前においては、中信出版社は、水煮三国 を重版、再販するとき、権利侵害の疑義に係る内容を利用してはならない、とされた。

北京市第二中級人民法院は、次のとおり判示した。本書中の権利侵害に係る内容は200字に満たず、本書全体の18万5000字と対比すれば、本書全体の内容の千分の一を占めるにすぎないから、中信出版社が出版者としてこれを審査するのは確かに困難であったというほかない。さらに、相曉冬氏の著作物の全文は約2000字で、水煮三国 中で利用されている部分はわずか10%であり、著作物の完全な表現形式と著作者が表現している思想の内容を実質的に再現しているものではないから、中信出版社は、これについて権利侵害の責任を負うものではない。

この判決の結果に対して、原告の弁護士は、判決で原告が著作権を有することが認められたとしても、出版者を免責する判決はやはり受け入れ難い。出



版者は、少なくとも審査が不十分であった責任を負うべきである、と語った。原告側は、上訴する意向のようである。

註： 水煮三国 ... 日本語題名 水煮三国志 。中国の古典「三国志」の登場人物を引用し、大企業の経営者に魏の曹操、中小企業の経営者に呉の孫権、ベンチャー企業の経営者に蜀の劉備（劉備の部下に諸葛亮、関羽、張飛ら）という設定で、彼らがビジネスの世界で覇権を争う物語。「三国志」で語られている教訓を経営学・組織論・人材活用論・時間管理・マーケティング論等の観点から実際の企業経営の現場にあてはめたもので、中国で110万部を超えるベストセラーとなった。「水煮」とは、多様な食材を煮込む四川料理の調理法。「三国志」の教訓と多様な経営知識・思想を"煮込んだ"ことから 水煮三国 と題名された。

成都“ホリデイ”が権利侵害で損害賠償を請求される

知識産権報電 2006-3-6

最近、四川省高級人民法院は、終審で、成都好楽迪〔ホリデイ〕の量販式カラオケハウスが、香港華納〔ワーナー〕唱片有限公司の 你愛我愛不起 についてのMTVの著作権を侵害したと認定し、カラオケハウスが、香港華納唱片有限公司に、経済的損害 4500 人民元及びその他合理的に支出された費用 3万 2000 余元を賠償すべき旨を判決で命令した。

成都好楽迪は、第一審判決を不服として上訴し、この 你愛我愛不起 の歌曲のCD-ROMは、正規の経路から購入したものであって、既に関連費用を支払っているから、さらに支払うべき筋合いのものではない、と主張していた。四川省高級人民法院は、調査した結果、終審で第一審判決を維持した。

聯通のIPカードが紅樓夢の人物画を無断で利用して、権利侵害で訴えられる

知識産権報電 2006-3-20

紅樓夢の人物画を無断でIPカード上に印刷したとして、中国聯合通信有限公司、中国聯合通信有限公司広西支社は、著作者趙氏によって被告席に立たされることとなった。先日、北京市第二中級人民法院は、この著作権紛争事件を受理した。

趙氏の言うところによれば、1993年から始めて、自ら8年の歳月を費やして描いた紅樓夢の人物画は、同業者の高い評価を得、紅学研究会の専門家にも十分に認められた。2001年、紅学研究会名誉主席周汝昌氏により詩が作られ、原告が絵を描いた 清装紅樓夢人物詩画集 が出版、発行されることによって、原告の著作物は、さらに、紅学界、画壇で極めて高い知名度を有するに至った。



2005年7月、原告は、市場で流通しているいくらかのIPカード上で自己の著作物が利用されていることを知った。そのうち、被告によって製作され、南寧地域で販売された“金陵十二釵”南寧通IP電話カードに利用されている原告の著作物は、12点に達した。その直後に、原告は、数回に渡って両被告と交渉を行ったが、両被告のいずれもがあれこれと責任転嫁しようとしたという。原告は、被告が許諾を受けないで、原告の著作物を大量に利用して営利を図り、自己の適法な権利利益を侵害したと主張している。このため、原告は、侵害著作物の利用を停止して、公開謝罪した上、経済的損害68万人民元、精神的損害の慰謝料5万人民元等を賠償すべき旨を被告に命じる判決を請求した。

現在、この事件はさらに審理がされているところである。

註：紅学 清代末期からの紅樓夢を専門に研究する学問のこと。

“婷美”ブラジャーが権利侵害の疑いで損害賠償50万人民元を請求される

知識産権報電 2006-3-23

“婷美”ブラジャーが不正な手段によって自己の“フロントホックブラジャー”の特許技術を剽窃したとして、王女史は、特許権侵害を理由に婷美集団保健科技有限公司（以下、「婷美公司」という。）を人民法院に訴え、経済的損害及び精神的損害合計50万人民元を請求した。過日、北京市第一中級人民法院でこの事件が公開して開廷審理された。

法廷の主宰の下で、原告、被告の双方は、和解をすることで同意したが、婷美公司代理人がその行為は権利侵害を構成しないと主張し続けたことを王女史が不満としたことから、双方の和解協議が合意するには至らなかった。

法廷では、その開廷審理で第一審判決を下すことはされず、期日を指定して別に開廷審理がされる模様である。

“新東方”教師がウェブサイトでの著作権侵害を訴える

知識産権報電 2006-3-30【韓玲】

最近、北京市海淀区基層人民法院は、原告羅永浩氏が、被告北京硅谷〔シリコンバレー〕動力電子商務有限公司を訴えた著作権侵害紛争事件を受理した。現在、この事件は審理されているところである。

判ったところでは、原告の訴えによれば、2005年1月21日から2006年2月20日まで、被告は、原告の適法、有効な授権を受けていない事情の下で、原告の北京新東方学校における講義の録音を違法に複製し、さらに、前述の権利侵害製品をその運営する商業ウェブサイト“enet 硅谷動力 中国IT情報とビジネスの門戸”に伝送して、“新東方羅さんの2005新語録集”とするアルバムを製作し、読者の任意のダウンロードによる利用に供したという。当該アルバ

ム中で、被告は、原告の講義の録音合計 43 本を違法に複製し、アップロードし、流布している。

原告の主張は次のとおり。権利侵害製品を違法に複製、権利侵害製品の利用範囲と流布する範囲を故意に拡大するがごとき被告の行為は、中国の著作権保護に関する規定に違反しており、原告の著作権を著しく侵害したものである。このことによって、原告は、謝罪の上、損害 1 万人民元を賠償すべき旨を被告に命じる判決を人民法院に請求した。

北京三友知識産権代理有限公司

北京本店
住所：北京市西城区金融大街 35 号
国際企業大廈 A 座 16 層
郵便番号：100032
電話：+86-10-8809-1921
+86-10-8809-1922
ファクシミリ：+86-10-8809-1920
E-mail：info@sanyou.sina.net
E-mail：syp@sanyou.sina.net
URL：www.san-you.com

日本代表処：
駐日代表 畠山 敏光
住所：〒102-0072 日本国東京都
千代田区飯田橋 4 丁目
5 番 12 号 岩田ビル 5 階
電話：+81-3-3512-5021
ファクシミリ：+81-3-3512-5026
E-mail：sanyou_japan@yahoo.co.jp

